

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故概要	処分内容
2019年3月26日	北昇	輸送の安全確保に関する指導	<p>平成31年1月28日19時頃、北昇の旅客船「おきしま」は、旅客9名を乗せ、滋賀県近江八幡市沖島港を航行中、運航基準図の基準経路と異なった運航を行ったため、岸壁と衝突した。旅客1名が重傷、7名が軽傷を負った。</p> <p>1月29日、近畿運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>3月26日、安全管理規程第3条、運航基準第3章各条に規定された基準経路を遵守できるよう改善することを含む指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全管理規程第3条、運航基準第3章各条に規定された基準経路を遵守できるよう改善すること。 2. 安全管理規程第49条に基づく乗組員等に対する安全教育を実施すること。 3. 事故時の連絡を確実に実施するために、事故処理基準第7条に基づく措置が着実に行えるよう定期的に安全管理規程第50条に基づき情報伝達訓練等を実施すること。 4. 安全管理規程第51条に基づく安全教育等の概要を記録簿に記録すること。